



4 都市づくりの方針

都市づくりの方針は、目指すべき将来像の実現に向け、都市計画に関する行政施策共通の指針であるとともに、市民と行政が都市の将来像や地域づくりの方針を共有し、より良い都市づくりを進めるための方向性を示すものです。

4-1 土地利用の方針

4-2 都市力を高める都市づくりの方針

4-3 交通体系の方針

4-4 環境と共生する都市づくりの方針

4-5 都市づくり関連施設の方針

4-6 魅力的な景観づくりの方針

4-7 快適な住環境づくりの方針

4-8 災害に強い都市づくりの方針

4-1 土地利用の方針

【現状と課題】

- 人口減少、超高齢化の進行による、中心市街地や日常生活の拠点からの店舗などの撤退や、空き家や空き地の増加に伴う都市のスポンジ化*により、買物弱者の増加、防犯・防災上の危険度の高まりなどの課題が生じるおそれがあることから、社会情勢などの変化に適応した集約連携型のまちづくりが必要です。
- 圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークを生かしたまちづくりや、自然環境に配慮した産業や住宅の適切な誘導を図るため、地域が持つ様々な個性や特色を生かした計画的な土地利用の推進が必要です。

【基本方針】

(1) 都市機能の維持・充実と産業・住環境が調和した土地利用の推進（都市的土地利用）

都市機能*や居住の適切な誘導を図ることで、人口減少下においても利便性が高くにぎわいのある市街地を形成するとともに、市街地における産業と住環境との調和を図りながら、拠点の形成や市街化区域*への編入などを進め、財政基盤や都市力の強化などに取り組みます。また、多様な主体の連携により、地域特性に応じたきめ細かな土地利用の誘導を図ります。

① 幅広い役割を持つ中心的な地区

- 「橋本駅周辺」、「相模原駅周辺」、「相模大野駅周辺」の3つの中心市街地では、商業・業務・文化機能などの集積や鉄道・道路などの都市基盤*の蓄積を生かした本市の交流の核にふさわしい市街地の形成を図ります。
- 橋本駅周辺では、リニア中央新幹線の駅の整備効果や圏央道相模原インターチェンジとの近接による交通利便性を生かし、魅力的な商業機能・サービス機能・業務機能・産業交流機能・情報発信機能・居住機能など、多様な都市機能の集積を図り、活力ある都市づくりを進め、南口地区を中心とした土地区画整理事業*などによる土地利用の転換と、南北一体となったにぎわいの形成を進めます。
- 相模原駅周辺では、相模総合補給廠の一部返還地と共同使用区域のポテンシャルを生かし、隣接する橋本駅にリニア中央新幹線の駅が設置されることや小田急多摩線の延伸、相模総合補給廠全面返還の可能性などを踏まえた魅力ある拠点の形成を図り、南北一体となった、にぎわいと活力あるまちづくりを進めます。
- 相模大野駅周辺では、市の南の玄関口として商業施設や文化施設が立地する本市を代表する一大商業・業務地が形成されています。社会経済の変化に柔軟に適応し、町田駅周辺とも連携する「都市の連携拠点」として、多様な都市機能を持ったにぎわいと活力のあるまちづくりを進めます。





② 商業（観光）を主体とした地区

- ・「淵野辺駅周辺」、「上溝駅周辺」、「小田急相模原駅周辺」、「東林間駅周辺」及び「古淵駅周辺」の5つの地区中心商業地では、地域の特性に応じた都市機能*の集積を図る地区として、必要に応じ市街地再開発事業*などにより市街地の整備を図ります。
- ・その他の主要な鉄道駅周辺や主要な幹線道路沿道地区では、近隣商業地などとして、市民の生活に必要な商業機能の集積を促進します。
- ・若柳地区では、自然を生かした潤いと憩いを感じられる交流・レクリエーション拠点の形成を図ります。

③ 住宅を主体とした地区

- ・人口減少下でも利便性が維持される居住地の形成や魅力あるまちなかのにぎわい形成を図ります。
- ・幅広い役割を持つ中心的な地区や商業を主体とした地区を中心として、まちなかでは中高層住宅を誘導し、その周辺市街地では低層住宅を誘導するなど、地域の特性に応じた良好な住環境を備えた市街地形成を図ります。
- ・住宅地については、市民との協働のもと地域の特性に応じた地区計画*や建築協定*などの制度を活用し、快適な住環境の維持・向上を図ります。
- ・超高齢化の進行を踏まえ、歩いて暮らせる快適な住環境の形成に向け、生活圏域や地域の状況を考慮し、日常生活に必要なサービスを利用できるまちづくりについて検討を進めます。
- ・住宅を主体とした地区に隣接し、既に人口の集中が見られる区域や開発による整備がされた区域では、地区計画の活用などにより、良好な住環境を備えた市街地形成を図ります。

④ 工業を主体とした地区

- ・既存の工業地では、安定した操業環境を確保するために、良好な工業地として保全を図ります。また、地域や企業との協働のもと地域の特性に応じた地区計画や建築協定などの制度を活用し、操業環境の維持・向上を図ります。
- ・低未利用地及び既存工場跡地などでは、産業用地として利用促進を図ります。



⑤ 沿道の土地利用を誘導する地区

- ・幹線道路などの沿道では、交通環境や周辺環境との調和を図りつつ、沿道サービス施設や流通業務施設*など当該地区にふさわしい土地利用を図ります。
- ・整備を予定している幹線道路などの沿道では、将来の土地利用のあり方を検討し、道路整備完了後に用途地域*などの変更を行うことにより、沿道としてふさわしい土地利用の転換を検討します。

⑥ 新たな都市づくりを推進する地区

- ・「当麻地区」及び「麻溝台・新磯野地区」では、新たな都市づくりの拠点として、周辺の環境に配慮しながら都市基盤*の整備を図るとともに、産業用地の創出や良質な住宅の供給に向けた土地利用の転換を図ります。
- ・「青葉地区」、「大野台地区」及び「鵜野森地区」では、周辺の環境に配慮しながら、地域特性に応じた適切な土地利用を誘導します。

⑦ 土地利用のあり方を検討する地区

- ・金原地区では、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」を生かした土地利用の誘導を図ります。
- ・圏央道相模原インターチェンジ周辺や津久井広域道路*などの沿道では、周辺地域の状況を踏まえ、地域特性を生かした土地利用の誘導を図ります。
- ・圏央道相模原愛川インターチェンジへのアクセス道路などの沿道では、周辺の環境に配慮しつつ、都市の活力を生み出すための土地利用への転換を検討します。
- ・自然環境や生活環境に配慮しつつ、地域産業を支える流通業務の効率化・高度化を図るため、流通業務施設*などの立地を検討します。
- ・リニア中央新幹線関東車両基地などが計画されている烏屋地区では、土地利用の転換が見込まれていることから、車両基地の建設及び周辺の開発などについて津久井地域の自然環境及び生活環境に配慮し、地域振興に資する取組となるよう誘導を図ります。

⑧ 適切な土地利用を誘導する地区

- ・市街化区域*における既存の工場や流通業務施設と住宅などの建物用途の混在が進んでいる地区では、周辺環境と調和した市街地の形成が図られるよう、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・浄水場が位置する谷ヶ原地区では、将来にわたり、安全で良質な飲料水の安定供給と上水道設備の適切な維持管理を促進するため、住環境の保全を図りつつ適切な土地利用を誘導します。

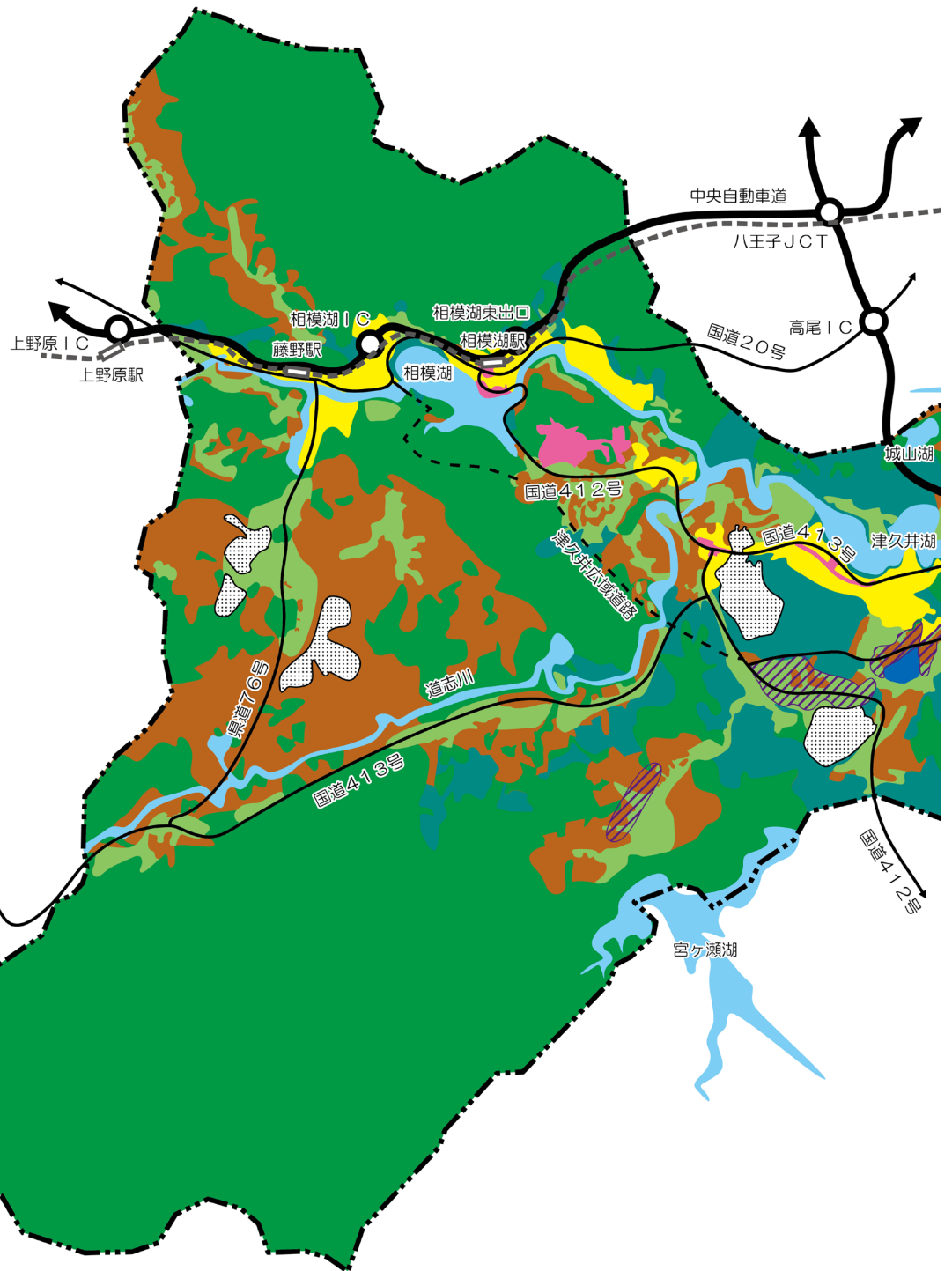
(2) 森林、農地、水辺などの保全・活用（自然的土地利用）

自然公園*などの水源地域の自然環境、優良な農地や森林、市街地の貴重なみどりなどの保全、活用を図ります。





- ① **森林及び公園・緑地を保全・活用する地区**
- ・優れた自然があり、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域*、保安林*、特別緑地保全地区*などに指定されている地区やその他のまとまりある良好な森林では、自然環境の保全を図るとともに、水源かん養機能*や多様な生物の生息・生育環境の確保を図ります。
 - ・公園や緑地では、レクリエーション機能の充実や防災性の向上などを図りながら、みどり豊かな潤いある環境づくりを進め、市民の交流の場の充実を図ります。
- ② **農林業を振興する地区**
- ・農用地区域*など生産性の高い優良な農地を中心とした地区では、農業生産基盤の強化を促進し、生産環境の向上と農業の活性化を図り、農地の保全・活用を図ります。
 - ・豊かな森林などが保全されている地区では、森林整備を図るとともに、林業の振興に向けて、さがみはら津久井産材の活用及び生産拡大を促進し、森林の適切な保全・活用を図ります。
 - ・農地や森林の保全を原則としつつ、営農環境の維持・向上を図るなど、地域の実情に応じた一定の土地利用を図ります。
 - ・都市部*の農地で緑地効果が期待できるものについては、生産緑地地区*に指定し都市環境の向上を図ります。
- (3) **地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導（土地利用の整序）**
- 無秩序な開発の抑制を基本としつつ、良好な自然環境や営農環境との調和を図り、地域コミュニティの維持など地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。
- ① **緑住集落地区**
- ・緑住集落地区では、無秩序な開発を抑制し、良好な自然環境や営農環境との調和を図りつつ、人口減少などを見据え、地域コミュニティの維持のため、開発許可制度*の適切な運用など地域の実情に応じた秩序ある適切な土地利用の誘導を図ります。
- ② **市街地と調和する地区**
- ・市街地と調和する地区では、市街化を抑制し自然環境を保全しつつ、土地利用の現状や今後の人口減少などを見据え、開発許可制度の適切な運用や地区計画*などの活用により、適切な土地利用を図ります。
 - ・市街化調整区域*内を通る幹線道路などの沿道では、開発許可制度の適切な運用により、当該地区にふさわしい秩序ある土地利用について検討します。
- ③ **森林と調和する地区**
- ・森林と調和する地区では、自然環境の保全を原則としつつ、周辺の土地利用動向を見据えながら、森林と調和する適切かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。



凡 例

<都市的土地利用>

- 幅広い役割を持つ中心的な地区
- 商業（観光）を主体とした地区
- 住宅を主体とした地区
- 工業を主体とした地区
- 沿道の土地利用を誘導する地区
- 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）
- 新たな都市づくりを推進する地区
- 土地利用のあり方を検討する地区
- 適切な土地利用を誘導する地区

<自然的土地利用>

- 森林及び公園・緑地を保全する地区
- 農林業を振興する地区

<土地利用の整序>

- 緑住集落地区
- 市街地と調和する地区
- 森林と調和する地区

- 主な大規模な施設（学校、ゴルフ場等）
- 米軍施設（課題地区）
- 米軍施設（共同使用区域）
- 水域

I 都市計画マスタープランの策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

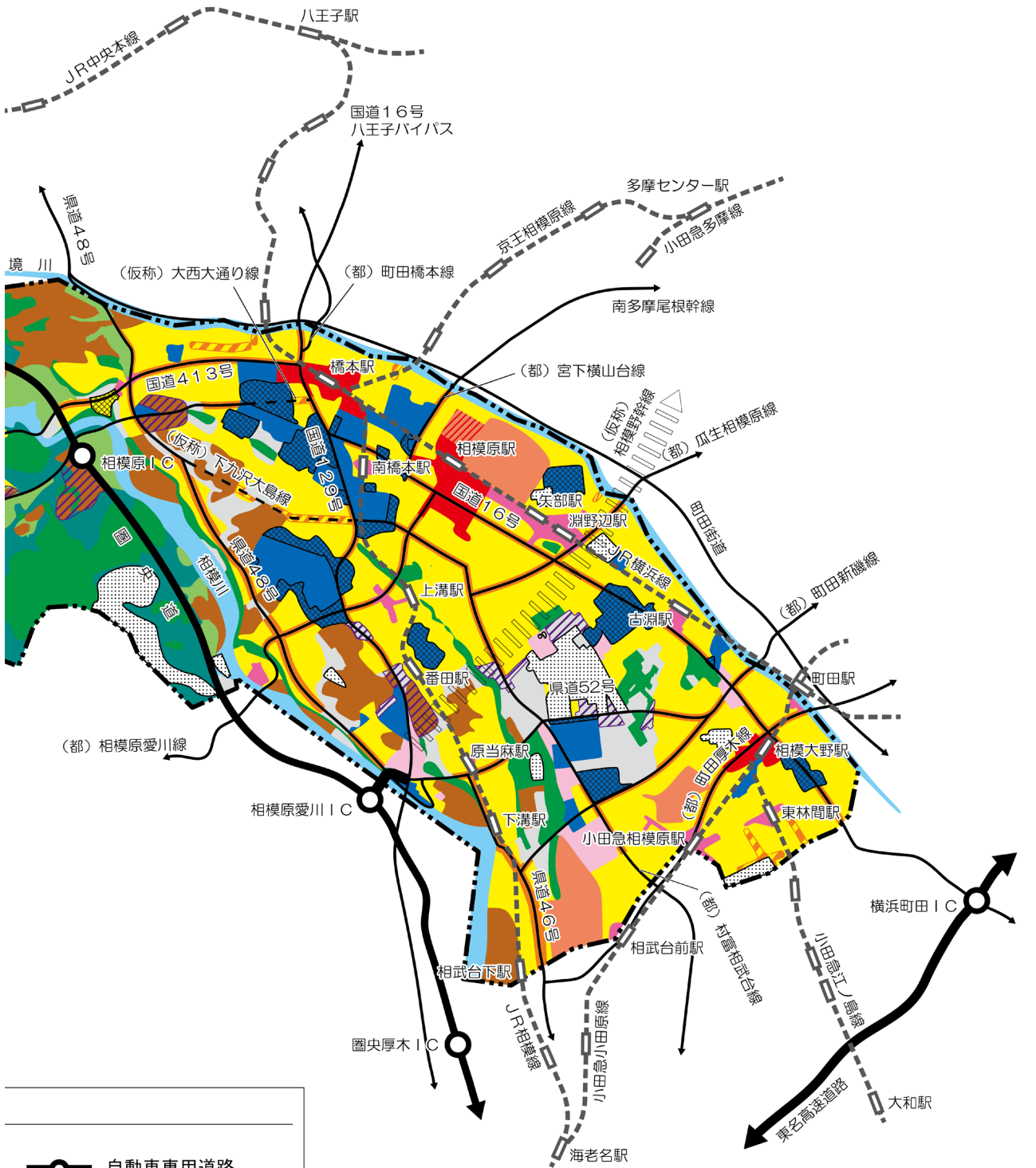
IV 全体構想
土地利用の方針

V 区別構想

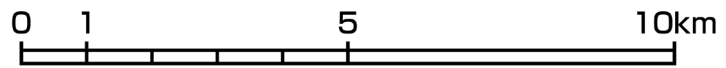
VI 実現化方針



土地利用方針図



	自動車専用道路
	自動車専用道路 (構想)
	道路
	道路 (構想)
	鉄道
	行政界



I 都市計画マスタープランの策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想
土地利用の方針

V 区別構想

VI 実現化方策



4-2 都市力を高める都市づくりの方針

【現状と課題】

- 人口減少や少子高齢化の進行により、経済規模、交流人口の縮小が懸念される中、本市は、圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークの形成や相模総合補給廠の一部返還による新たなまちづくりが予定されているなど、高いポテンシャルを有しています。
- 首都圏南西部における広域交流拠点の形成に向けた橋本・相模原両駅周辺のまちづくりは、リニア中央新幹線を生かし、世界から「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」を引きつける国土づくりのプロジェクトに位置付けられているなど、本市は、首都圏南西部の発展の源泉になるとともに、日本経済の成長を牽引^{けん}していくことが求められています。
- 市街地整備事業などの推進により、道路や下水道などのインフラ整備や企業進出などによるにぎわいの創出が進む一方、人口減少、超高齢化が進行し、地域コミュニティが希薄化する中では、より多くの人や企業に選ばれるよう、地域の特性を生かして住み、働き、生活する場を形成していくことが重要です。
- 質の高い市民生活を確保していくためには、中心市街地や公共施設、生活利便施設などが集積している地域拠点などにおいて、日常生活を支える機能の集積を図るほか、道路や公園、下水道などの都市基盤^{きばん}*を整備・活用し、より利便性が高く安全・安心に暮らせるまちづくりを進める必要があります。
- 少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や後継者の不足、経済のグローバル化に伴う国内外の競争の激化などにより、内陸工業都市としての転換期にあるとともに、製造業における本社機能など、いわゆる業務機能の集積度が低く、市外への通勤者の増加による昼間人口の少なさが課題となっています。
- 本市の強みであるものづくり産業をはじめ、様々な産業へのロボット導入やAI*などの技術革新、産業の人材や情報などの交流、豊かな自然などの地域資源を活用するとともに、圏央道インターチェンジの開設やリニア中央新幹線の駅設置による交通利便性の向上などを通じて、新たな価値や魅力を創造し世界に向けて発信し、地域経済を活性化していく必要があります。
- 今後、少子高齢化が進行する中、地域の再生や活性化の有力な手段として、観光に対する期待がますます高まり、訪日外国人観光客の増加などを背景として、国内外の観光客の獲得に向けた都市間の競争が激しくなることから、従来の取組に加え、本市の個性を際立たせるような新たな視点による観光施策の推進が必要です。

【基本方針】

(1) 「首都圏南西部における広域交流拠点」の形成

(橋本駅及び相模原駅周辺の一体的なエリア(未来を拓く さがみはら新都心))

橋本駅及び相模原駅周辺について、「未来を拓く さがみはら新都心」の形成に向け、環境共生の視点を踏まえつつ、高次都市機能*の集積を促進するとともに、それぞれの特性を生かした機能分担のもとで、さらなる商業・業務機能の集積を図り、国内国外を問わず三大都



市圏におけるアクセス性の高い立地特性を生かし、首都圏南西部における中心的な地区として周辺都市からの求心性を高める都市づくりを進めます。

また、東京中心部及び中京圏・近畿圏などの都市間との交流・連携の窓口機能を強化するために、リニア中央新幹線の駅整備を促進するとともに、広域的な交流を支える小田急多摩線の市内への延伸や相模線の複線化などを促進します。さらに、新たな公共交通網の構築を図るために、近隣市町村と連携し厚木・愛川方面への小田急多摩線の延伸に向けた取組を進めます。

① 橋本駅周辺の整備促進

- 橋本駅周辺では、JR横浜線、JR相模線及び京王相模原線の鉄道3路線が乗り入れていることに加え、圏央道相模原インターチェンジに近接し、国道16号、国道129号、国道413号及び津久井広域道路*などの幹線道路も集中している交通結節点であることを生かした広域的な交通ネットワークの形成を図るなど、リニア中央新幹線の駅設置を見据え、その恵まれた交通の要衝としての機能をより一層強化します。
- 駅の南北間、隣接する商業地や公共施設との回遊性の向上を図り、橋本駅周辺の一体的な都市づくりを推進します。
- 暮らす人、働く人、訪れる人などが広域的に交流するゲートとして、多様な都市機能*の集積を促進することで、産業の活力とにぎわいがあふれる都市づくりを推進します。



② 相模原駅周辺の整備促進

- 相模原駅周辺では、相模総合補給廠の一部返還地や共同使用区域を生かし、スポーツや文化など市民が憩い、にぎわう空間を創出するとともに、周辺地区の今後の発展の起爆剤となる新市街地の形成を進めます。
- 小田急多摩線の延伸を見据え、相模原駅の交通結節点としての利便性の向上や、南北間の回遊性の向上による駅周辺の一体的な市街地の形成を進めます。



I 都市計画マスタープランの策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想
都市力を高める都市づくりの方針

V 区別構想

VI 実現化方策



(2) 「都市の連携拠点」の形成（相模大野駅及び町田駅周辺の一体的なエリア）

相模大野駅周辺では、既存の文化、教育などの機能を生かしつつ、近接する町田駅周辺と連携し、さらなる都市機能*の集積を図ります。

これにより、広域圏における購買・余暇などのニーズに対応しながら市内外の交流を促進し、「都市の連携拠点」として拠点性の向上を図ります。

- ・相模大野駅周辺地区は、小田急小田原線と小田急江ノ島線、国道16号と（都）町田厚木線など交通結節点であるとともに、大学や高校、相模女子大学グリーンホールといった文教施設と商業・業務施設が高度に集積する市の南の玄関口であることから、多くの人が行き交うにぎわいある都市づくりを推進します。
- ・商業地や周辺の集合住宅及び文教施設間の回遊性の向上を図り、相模大野駅周辺の一体的な都市づくりを推進します。
- ・幹線快速バスシステムの導入に向けた取組を進め、本地区と北里周辺、麻溝台・新磯野地区、原当麻周辺などの拠点間の連携を強化し、本地区におけるにぎわいの創出を図ります。

(3) 「産業を中心とした新たな拠点」の形成

「産業を中心とした新たな拠点」においては、活力ある地域経済を創出して地域の雇用の拡大・促進を図るとともに、既存の緑地などの周辺環境との調和や環境負荷の低減に配慮するなど、環境と共生する都市づくりを進めます。

圏央道インターチェンジ周辺や津久井広域道路*の沿道において、新たな産業用地や居住の場などの整備による複合的なまちづくりや、多様な地域資源を生かした新たな拠点の形成を進めます。

① 当麻地区

- ・当麻地区では、その恵まれた交通利便性を生かし、産業・みどり・文化・生活などが融合した新たな都市づくりを進める拠点として市街地整備を進めます。

② 麻溝台・新磯野地区

- ・麻溝台・新磯野地区では、産業・みどり・文化・生活などが融合した新たな都市づくりを進める拠点として市街地整備を進めます。

③ 金原地区

- ・金原地区では、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」の充実・連携・相乗効果を生かし、既存の工業団地と一体となった拠点の形成を推進します。



(4) 地域資源を生かした観光振興

新たな観光資源の発掘と磨き上げを進めながら、地域の個性と地域資源のまとまりを生かした観光エリアを形成します。また、都市型の観光交流を通じたにぎわいのあるまちづくりや、本市の持つ自然資源、歴史、文化などを生かした、各種のツーリズム*の推進を図り、質の高い体験・交流型のプログラムの提供などを行うとともに、快適に旅行できる環境の整備に取り組むことで、誘客を図り市内における観光周遊を促進します。

圏央道相模原インターチェンジ周辺の新たな拠点の整備やリニア中央新幹線の駅設置及び車両基地の建設など、大規模プロジェクトが進行中であり、それらを生かした観光交流の創出について検討を進めます。



① 「交流レクリエーション拠点」の形成

- ・若柳地区では、民間テーマパークの魅力を活用し、本市の観光交流を牽引する拠点を形成するとともに、周辺の観光資源を生かした産業創出の拠点を形成します。

② 観光交流の核とする地区

- ・宮ヶ瀬湖湖畔地区及びリニア中央新幹線関東車両基地建設予定地周辺などでは、車両基地などの新たな観光資源の整備を見据え、エリア内の回遊性を高め、観光交流の創出を図ります。
- ・金原地区では、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」を生かした観光交流の創出を図ります。

③ 観光交流を創出する地区

- ・相模湖駅周辺地区及び相模湖湖畔地区では、周辺の歴史的資源などを含め、商業、観光、文化交流及び相模湖の情報発信地として地域における拠点の形成を図ります。
- ・藤野駅周辺では、観光、芸術を中心とした体験・文化交流活動を行う澤井地区や牧野地区などへの交通結節点や情報発信地としての地域形成を図ります。
- ・津久井湖、城山湖、相模川、道志川などの水に親しむエリアでは、自然環境を生かして、観光、文化、レクリエーションの拠点づくりを推進します。



- 相模湖湖畔、津久井湖、相模川などの観光交流を促進する地区では、エリア内の回遊性を高めるとともに、相互のネットワークの形成を図り、観光交流の創出を図ります。

(5) 土地利用のあり方を検討する地区

- 圏央道相模原インターチェンジ周辺や津久井広域道路*などの沿道では、産業の展開の可能性のある地区として、地域の雇用の創出に向け、周辺の環境に配慮しつつ、土地利用のあり方について検討します。
- 圏央道相模原愛川インターチェンジへのアクセス道路などの沿道では、周辺の環境に配慮しつつ、都市の活力を生み出すための土地利用のあり方について検討します。
- リニア中央新幹線関東車両基地などが計画されている鳥屋地区では、土地利用の転換が見込まれていることから、車両基地の建設及び周辺の開発などが津久井地域の自然環境及び生活環境に配慮され、地域振興に資する取組となるよう誘導を図ります。

(6) 地域の活力向上

公共施設や商業施設などが集積している地域拠点などでは、地域特性に応じ生活サービスなどの機能を維持、誘導するとともに、公共施設の集約再編などにより、活力と魅力あふれる市街地環境を形成し、市民生活の利便性や快適性の維持・向上を図ります。



① 地域拠点などの形成

- 「地域拠点」(淵野辺・上溝・小田急相模原・東林間・古淵)の周辺では、利便性の高い日常生活を営むための商業・サービスなどの都市機能*を維持、誘導し、地域と一体となった拠点を形成します。
- 「生活拠点」(久保沢(城山総合事務所周辺)・中野(津久井総合事務所周辺)・相模湖駅周辺・藤野駅周辺・三ヶ木周辺・寸沢嵐周辺・田名周辺・北里病院周辺・原当麻駅周辺・金原周辺)では、身近な生活サービスなどの機能を地域に応じて維持、誘導し、地域住民の日常生活を支える拠点を形成します。

② 利便性や快適性を高める都市づくり

- 地域に密着した商店街の特性を生かすため、誰もが自由に行き交うことができる歩行空間の充実や緑化及びまちなみの演出などにより、商業地の利便性や快適性の向上を促進します。



③ 地域に根ざした都市づくりの取組

- 住民同士のコミュニティを生かし、地域のボランティア活動及び余暇活動などの地域の住民と商店街とが協働することにより、商店街の活性化や地域の活力ある都市づくりを促進します。

I
都市計画マスタープラン
の策定に当たって

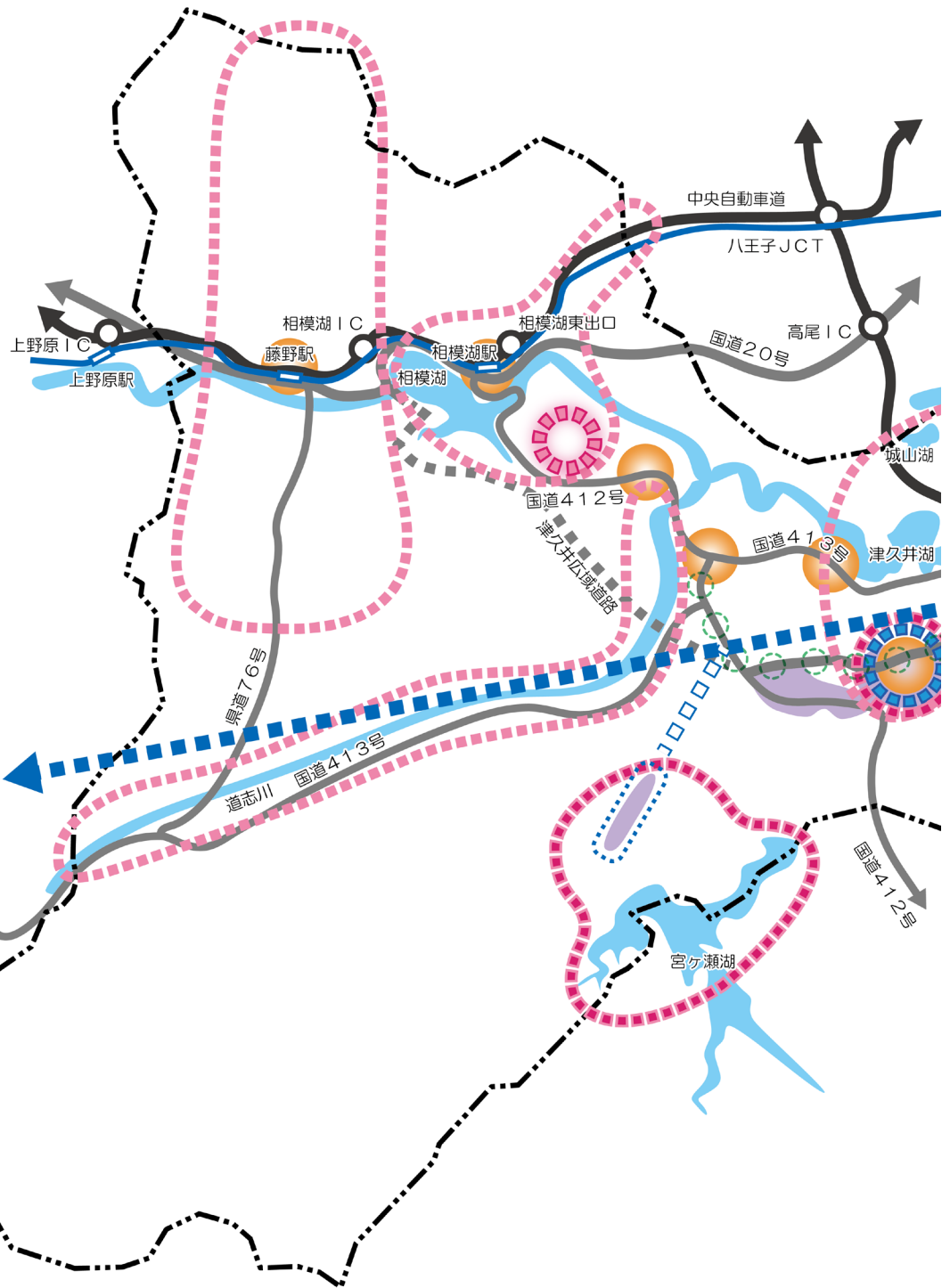
II
相模原市の概況

III
都市づくりの課題

IV
全体構想
都市力を高める
都市づくりの方針

V
区別構想

VI
実現化方策

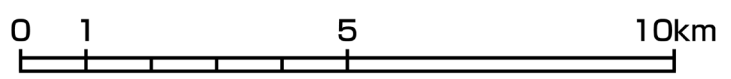
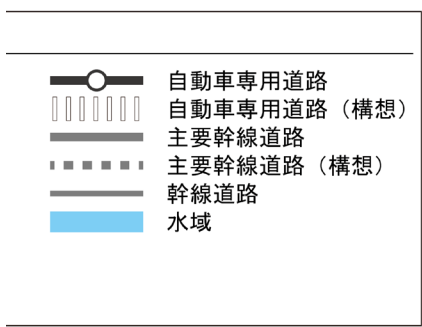
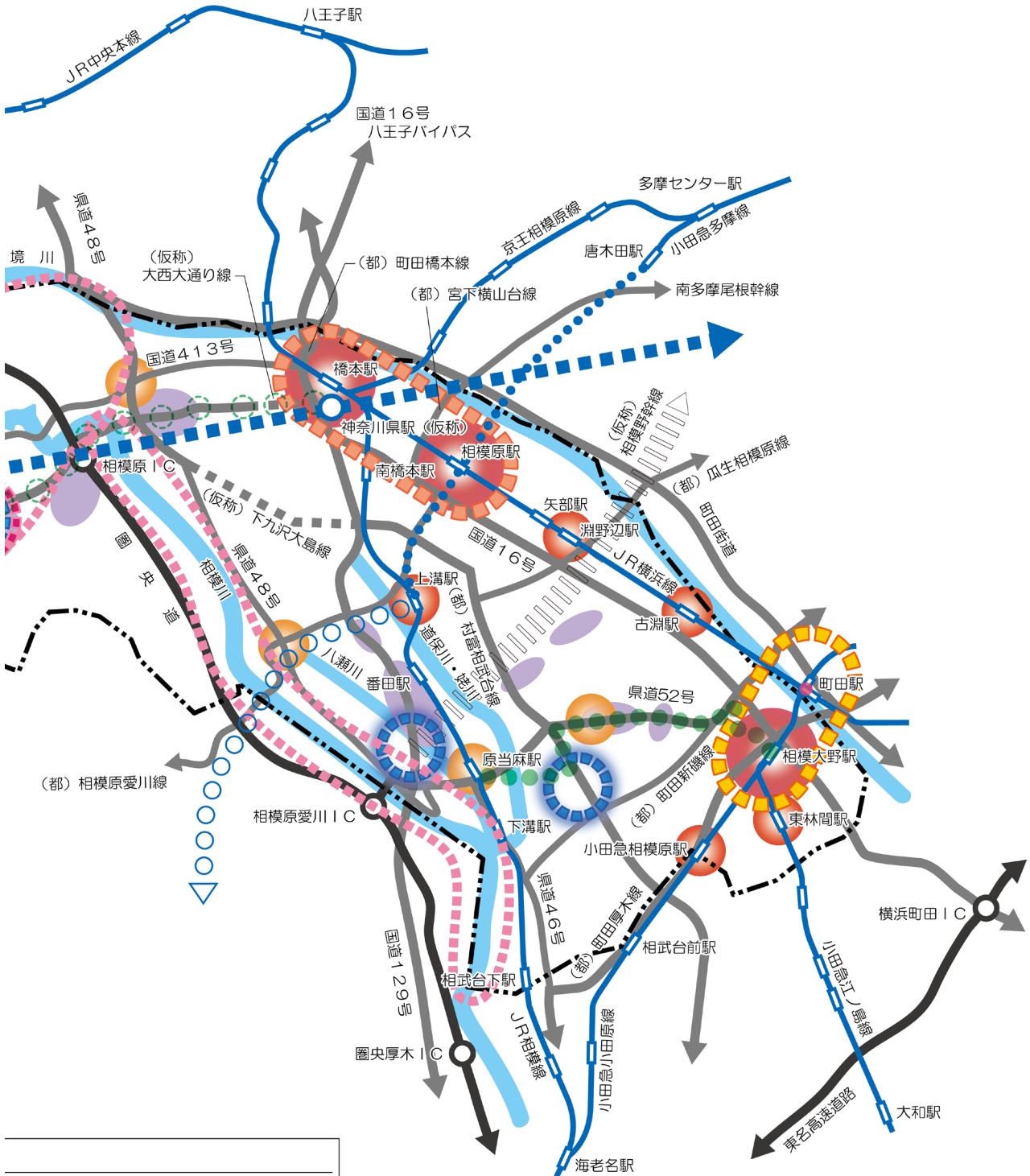


凡 例			
	首都圏南西部における広域交流拠点		リニア中央新幹線
	都市の連携拠点		リニア中央新幹線 ：車両基地
	中心市街地		鉄道
	地域拠点		鉄道（整備検討）
	生活拠点		鉄道（構想）
	交流レクリエーション拠点		幹線快速バスシステム
	観光交流の核とする地区		公共交通のあり方検討路線
	観光交流を創出する地区		
	土地利用のあり方を検討する地区		

- I 都市計画マスタープランの策定に当たって
- II 相模原市の概況
- III 都市づくりの課題
- IV 全体構想
都市力を高める
都市づくりの方針
- V 区別構想
- VI 実現化方策



都市力を高める都市づくりの方針図



I 都市計画マスタープランの策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想
都市力を高める都市づくりの方針

V 区別構想

VI 実現化方策



4-3 交通体系の方針

【現状と課題】

- 新たな広域交通ネットワークとして圏央道が開通し、今後、リニア中央新幹線の駅設置が予定されるなど、本市を取り巻く交通環境は大きく変化しています。
- 更なる広域交通ネットワークの形成は、人口減少や超高齢化が進行する中においても、都市機能*の集積、産業の活性化、交流人口の拡大など本市の持続的な発展に向けた礎になることから、リニア中央新幹線の建設や小田急多摩線の延伸の促進、圏央道インターチェンジへのアクセス道路の整備などに取り組む必要があります。
- 市民の暮らしや地域経済活動を支える幹線道路や自転車道、バスターミナルなどの基盤整備や、コミュニティバス*、乗合タクシー*などの地域公共交通の導入を進めている一方、一部の地域では、人口減少による公共交通利用者数の減少やバス交通の収支率の悪化など、公共交通の維持確保に課題があります。このため、交通事業者や市民との協働により、鉄道、バス、タクシーなど公共交通の利便性向上や利用促進などに取り組み、交通弱者や来訪者などの移動手段を確保する必要があります。
- 幹線道路や歩道、自転車道の未整備による生活道路への自動車の流入や自転車事故の発生など、依然として安全性に課題があることから、安心して移動できる道路環境を構築するほか、多様化する自転車の規格に対応した自転車駐車場の整備など、自転車利用環境の整備を進める必要があります。

【基本方針】

(1) 広域的な交流を支える広域交通ネットワークの形成

国内外から多くの人や企業を呼び込み、更なる交流を創出するため、鉄道や道路の広域的なネットワークの形成を図ります。

① 鉄道ネットワークの形成

- リニア中央新幹線の円滑な建設及び駅設置を促進することで、名古屋圏・大阪圏など広域的な連携・交流を促進します。
- 相模原駅・上溝駅への小田急多摩線の延伸に向けた取組を進めるとともに、近隣市町村と連携し、田名地域を経由する愛川・厚木方面への延伸に向けた取組を進め、新たな鉄道ネットワークの形成を図ります。
- 輸送力の拡大による利便性の向上を図るため、鉄道事業者と連携し、運行本数の拡大やJR相模線の複線化を促進します。





② 広域的な道路ネットワークの形成

- 広域的な都市活動により発生する自動車需要に対応するため、圏央道や中央自動車道の整備を促進します。
- 周辺都市間との交流・連携を支える、インターチェンジへのアクセス道路や隣接都市と接続する道路などの整備を推進します。
- 都市計画道路*は、社会情勢や交通状況の変化、目指すべき都市構造等を踏まえ、必要性や経路、構造の検証などにより見直しを行い、その位置付けや配置、整備の優先度を検討し、住民や関係機関との調整を図りながら整備します。



(2) 安心して移動できる地域交通の形成

効率的で利便性の高いバス路線網を構築するとともに、コミュニティバス*、乗合タクシー*など地域に応じた公共交通の維持確保により、公共交通を基幹とした多様な交通の連携を図り、自家用車から公共交通への利用転換を推進します。

また、市内の拠点間をつなぐ地域内幹線道路の整備とともに、自転車利用環境の向上に取り組み、安全で安心して移動できる道路環境の充実を図ります。

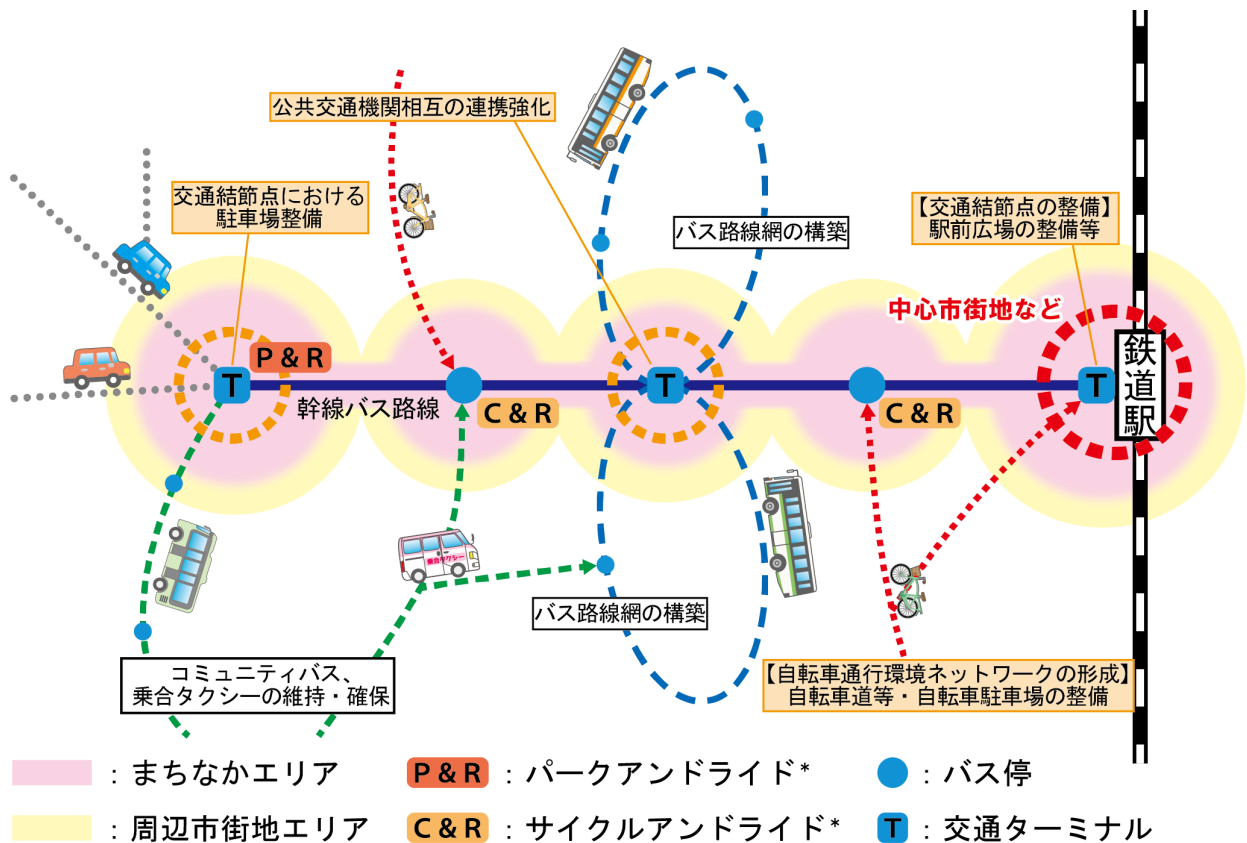
① 地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成

- 交通ターミナル間を結ぶ路線とそれを補完する路線を設定することにより、市民の日常生活を支える効率的で利便性の高いバス路線網の構築を図ります。
- 市南部地域の拠点間の連携強化、交通利便性の向上、環境負荷の軽減などを図るため、幹線快速バスシステムの導入に向けた取組を推進するとともに、他地域への展開を検討します。
- 津久井広域道路*の交通利便性を生かし、津久井広域道路を活用したバス路線の一部再編、公共交通の維持確保など橋本駅と津久井地域をつなぐ公共交通のあり方について検討します。
- 市内の拠点間の連携強化や生活圏域を支える公共交通ネットワークの形成のため、鉄道やバス路線網を補完するコミュニティバスや乗合タクシーの維持確保に向けた取組を市民、事業者との協働により進めます。
- 公共交通の維持が困難な地域については、住民自助、共助、公助による機能維持を図る取組を進めます。
- 自動運転などの新技術による技術革新の動向を捉え、新たな公共交通のあり方を検討します。

② 公共交通の利便性向上と利用促進

- 公共交通への利用転換を促進するため、鉄道駅や交通ターミナルなどと接続するバス路線網の構築や自転車通行環境ネットワークの形成を図ります。
- 鉄道駅や交通ターミナルなどは、バス、タクシー、自転車など様々な交通が結節することから、駅前広場や自転車駐車場などの整備をはじめ、バス総合案内システムなどの情報提供の充実により、乗り換えの利便性向上を図ります。
- 交通渋滞の緩和や公共交通の利用促進を図るため、駅周辺などにおける交通の円滑化や公共交通利用に向けた意識啓発などの取組を進め、自家用車から公共交通への利用転換を促進します。

<参考：公共交通を基幹とした多様な交通の連携のイメージ>





③ 地域における道路環境の充実

- 交通渋滞の解消や生活道路への通過交通の流入抑制、市内の拠点間や生活圏域となっている周辺都市との円滑な連携のため、広域的な道路網に効率的かつ効果的に接続し、多様な地域活動を支える道路の整備を推進します。
- 安全で安心して移動できる道路環境の充実を図るため、交差点改良や踏切道の立体交差化を計画的に行うことや交通安全施設などの整備を推進します。
- 歩道整備やバリアフリー化*、路上放置自転車対策、無電柱化など、歩行者の移動環境の充実に向けた取組を推進します。
- 日常生活や消防・救援活動に支障をきたす狭い道路の拡幅整備や、通過交通が多い道路などの安全対策を進め、地域の安全性や利便性の向上及び通学路の安全性の確保に努めます。

④ 自転車利用環境の整備

- 安全で快適に通行できる自転車走行空間を創出するため、自転車道や自転車レーンなどの整備・拡充を図り、自転車通行環境の向上に取り組みます。
- 多様な駐車需要に対応するため、民間事業者との適切な役割分担・連携を図りながら、自転車駐車場の整備や拡充、駐輪スペースの確保、既存自転車駐車場の改善などを進めます。
- 健康増進や環境負荷の低減に寄与する自転車の利用環境を充実させるため、民間活力を生かしたシェアサイクル*の導入など自転車を活用したまちづくりを検討します。





埼玉・



中部方面

名古屋圏・
大阪圏方面



凡

	リニア中央新幹線
	リニア中央新幹線 ：車両基地
	鉄道
	鉄道（整備検討）
	鉄道（構想）
	幹線快速バスシステム
	幹線バス路線（構想）
	公共交通のあり方検討路線
	交通ターミナル（駅以外）
	交通ターミナル（構想）

- I 都市計画マスタープラン
の策定に当たって
- II 相模原市の概況
- III 都市づくりの課題
- IV 全体構想
交通体系の方針
- V 区別構想
- VI 実現化方針



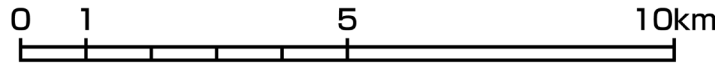
上信越方面

交通体系方針図



例

- 自動車専用道路
- 自動車専用道路 (構想)
- 主要幹線道路
- 主要幹線道路 (構想)
- 幹線道路
- 地区幹線道路
- 地区幹線道路 (構想)
- 水域
- 行政界



- I 都市計画マスタープランの策定に当たって
- II 相模原市の概況
- III 都市づくりの課題
- IV 全体構想
交通体系の方針
- V 区別構想
- VI 実現化方策



4-4 環境と共生する都市づくりの方針

【現状と課題】

- 本市は、豊かな自然環境と多様な都市機能*を併せ持ち、様々なみどりや生物が生息・生育しており、市民の生活にやすらぎと潤いを与えています。
- 恵み豊かなみどりや水資源を将来の世代に継承していけるよう、生物多様性の重要性・必要性について広く普及啓発を行うとともに、多様な主体と相互に連携・協働し、生物多様性の保全や活用に取り組むよう促すことで、自然環境と多様な都市機能の調和を図ることが必要です。
- 快適で安全な生活を送るためには、自然がもたらすやすらぎや心地良さを身近に感じられる生活環境をつくる必要があります。
- 生態系への影響や大きな自然災害など気候変動の影響が顕在化しており、本市においても、持続可能な社会をつくるため、環境負荷の低減や循環型社会の形成、気候変動リスクを踏まえた都市づくりが必要です。

【基本方針】

(1) 水とみどりの織りなす骨格構造の形成

中山間地域*に広がる森林地帯、相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などの水辺空間、相模川をはじめとする河川、身近なみどりといった市を特徴付ける自然環境を保全し、「水とみどりの骨格構造」を形成します。

① 「都市緑化ゾーン」

- 木もれびの森や河川沿いの斜面林などのまとまった緑地、公園、広場、農地、街路樹など、主に都市部*の緑化や身近な自然の保全・再生を図る地域を「都市緑化ゾーン」に位置付けます。

② 「水源保全ゾーン」

- 自然公園*である丹沢大山国立公園や、県民の貴重な水がめとなっている相模湖や津久井湖、道志川などの水源地としての水源かん養機能*、生物の生息・生育環境や優れた自然景観などの豊かな自然環境と人々が共生しながら、主に中山間地域の水源の保全・再生を図る地域を「水源保全ゾーン」に位置付けます。

③ 「水とみどりの軸」

- 相模川とその斜面林、道志川、横山丘陵緑地などの斜面林と一体となった道保川、姥川、八瀬川及び市境を形成する境川を「水とみどりの軸」に位置付けます。
- 環境保全や景観形成、生物多様性の確保などのためのつながりをもった自然空間として保全します。



④ 「水とみどりの核（自然公園）」

- 市域を越えた自然が連なり、豊かな緑や幾多もの沢、水源かん養機能*や生物の生息・生育環境を形成するなど多様な機能を有する丹沢大山国定公園、県立陣馬相模湖自然公園及び県立丹沢大山自然公園を「水とみどりの核」に位置付けます。

⑤ 「水とみどりのふれあい交流拠点」

- 2つのゾーンと水とみどりの軸が交わるとともに、豊富な自然資源である津久井湖や城山湖、県立津久井湖城山公園などの大規模な公園のほか、一都六県を結ぶ自然歩道である関東ふれあいの道などが立地し、人、自然、まち、文化、歴史などが交流するエリアを「水とみどりのふれあい交流拠点」に位置付けます。



⑥ 「みどりの拠点」

- 相模湖林間公園、相模原北公園、横山公園などの大規模な公園や、市街地に残された貴重な緑地である木もれびの森、東林ふれあいの森などを「みどりの拠点」に位置付けます。
- みどりの保全を図るとともに、スポーツ・レクリエーションなどの利用や防災の観点から整備を推進します。

⑦ 「水辺の拠点」

- 相模湖や津久井湖、宮ヶ瀬湖といった大規模な水辺のほか、親水空間の形成を図る主な水辺を「水辺の拠点」に位置付けます。
- 市民や来訪者が水辺に親しめる空間として、既存の親水空間を適切に管理するとともに、自然環境や生態系に配慮しながら新たな親水空間の創出を図ります。

⑧ 「自然活用による交流」

- 市域を越える広域的な視点で、水とみどりを捉え、豊かな水とみどりを活用し、自然と人のふれあいや交流の創出を図るため、管理者や隣接都市などと連携しながら、観光案内機能や散策路の整備などを推進します。



(2) 恵み豊かな自然環境の保全

恵み豊かなみどりや水資源を将来の世代に継承していけるよう、森林の保全・活用や、水源の水質保全、生物多様性の保全を推進します。



① 森林の保全・再生と林業の振興

- ・丹沢山地及び陣馬山に代表される山々は、周辺都市と連担した形で原生林が広がり、国定公園などの指定を受けているため、大切に保全し後世に継承します。
- ・私有林の所有者が実施する整備に対する支援とともに、市有林の計画的な整備を推進します。
- ・舗装整備により森林施業の負担軽減を図るとともに、林道の適切な維持管理を行います。

② 水源環境の保全・再生

- ・適切な森林の維持管理を進め、水源かん養機能*の向上を図るとともに、相模湖をはじめ、津久井湖・宮ヶ瀬湖など県民の貴重な水がめである湖の水質や自然環境を保全するとともに、水や自然とふれあい親しむ空間として活用を図ります。

③ 生物の生息・生育状況の把握と適切な保護・管理

- ・市内における生物の生息・生育状況の把握に努め、特定外来生物*の防除をはじめとする生物の適切な保護・管理や、多様な生物が生息・生育できる環境の保全・創出に関する取組を通じて、地域の特性に応じた生物多様性の保全活動を推進します。

(3) 自然を身近に感じられる生活環境づくり

地域特性を生かした魅力ある公園の整備のほか、緑地・河川・街路樹の整備など、身近な自然やみどりと調和し、生物多様性の保全に配慮した環境づくりを推進します。

① まとまりのあるみどりの保全・創出

- ・相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区、河川沿いや段丘沿いの斜面林など、豊かなみどりの保全・再生を推進します。



② やすらぎと潤いのある水辺環境の形成

- 豊かな自然の中を流れる相模川・道志川・串川をはじめ、境川・道保川・鳩川・姥川・八瀬川といった都市部*を流れる河川や中山間地域*を流れる水路においては、自然環境に配慮した河畔林などの適正管理や多自然川づくり*により、良好な水辺環境の形成に取り組みます。

③ 身近なみどりの保全と創出

- 公共施設内のみどりの保全に取り組むとともに、街路樹や街路植栽の充実などを推進します。
- みどりをつなぐルートとして、安全で快適に移動できる緑道の整備を推進します。
- 市民緑地・保存樹林・保存樹木の制度などの適正な運用を図ります。
- 緑化重点地区では、重点的に公園緑地などの整備や緑化を図ります。
- 工場や大規模マンションなどの大規模開発の際の緑化指導を適切に実施します。
- その他の民間施設や住宅において、敷地内の緑化や建物の屋上・壁面緑化など、身近なみどりの創出を促進します。

④ 魅力ある公園づくりの推進

- 地域ごとの利用者のニーズや特性を生かし、市民の憩いの場となるような魅力的な公園の整備を推進します。
- 大規模公園から身近な公園・緑地などの各施設の安全性や機能・役割の発揮が図られる適切な公園管理を推進します。
- さまざまな事業主体との連携や市民参画による多角的な利用など、さらなる公園の活用を推進します。





⑤ 農地の保全と活用

- 農業の果たす役割の重要性が増す中、食料供給・環境保全・防災などの多面的機能をもつ農地を大切にしまちづくりを推進します。
- 市街化調整区域*や中山間地域*に多く存在する優良農地では、農業生産基盤の整備などにより保全を図るとともに、各地域の特性を踏まえ、体験農園や農家レストランなどとしての農地の活用を検討し、農とふれあう場としての活用を図ります。
- 市街化区域*内の農地は、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区*制度などを活用し、その維持に努めます。また、営農継続による維持を促進しつつ、市民農園や農家レストランへの活用などを検討します。



⑥ 適切な水循環への取組

- 市街地における道路や公園などの基盤施設、公共施設や民間建築物の敷地内では、雨水浸透施設*の設置や緑地の確保を促進するとともに、市街地の緑地を保全し、地下水のかん養を図るなど適正な水循環を確保するための取組を進めます。
- 神奈川県の高質な水源地としての重要な役割を担っている本市においては、相模川流域の自治体、水資源供給先の自治体との環境施策面での連携を図り、環境負荷の低減に取り組めます。

(4) 環境負荷の低減

再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー化、資源循環の推進など、環境負荷の低減に向けた取組を推進します。

① 低炭素社会の形成に向けた取組

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの積極的な利用促進や、省エネルギー設備の導入に向けた支援などに取り組むとともに、地域と連携して低炭素型のライフスタイルへの転換を促します。
- 次世代クリーンエネルギー*自動車の普及や交通基盤の整備などの推進とともに、未利用エネルギー*の活用や防災面に有益な分散型電源の導入を推進します。
- 温室効果ガスの削減に大きな効果がある森林について、市民や事業者との連携・協力による保全・再生を推進します。
- 幹線道路網の形成や交差点改良などによる渋滞軽減、公共交通の利用促進、過度な自動車利用の抑制と相乗りの呼びかけなどにより、交通需要と環境負荷の低減に努めます。



- 公共施設での緑化・省エネルギー化に取り組むとともに、民間建築物での同様の取組を促進します。
- 二酸化炭素などの吸収源である森林や緑地、夏場の高温化を抑制する水辺空間の保全・創出とネットワーク化を図ります。

② 循環型社会の形成に向けた取組

- 建設廃棄物の減量化やリサイクルなど、発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用などの資源循環に関わる取組を促進します。

③ 気候変動適応策の推進

- 本市の地域特性を踏まえた水害や土砂災害に強い都市づくり、ヒートアイランド現象*の緩和などにより地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の回避・軽減などを図ります。

I
都市計画マスタープラン
の策定に当たって

II
相模原市の概況

III
都市づくりの課題

IV
全体構想
環境と共生する
都市づくりの方針

V
区別構想

VI
実現化方策



大月・甲府方面

高尾方面

埼玉・上信

I 都市計画マスタープラン
の策定に当たって

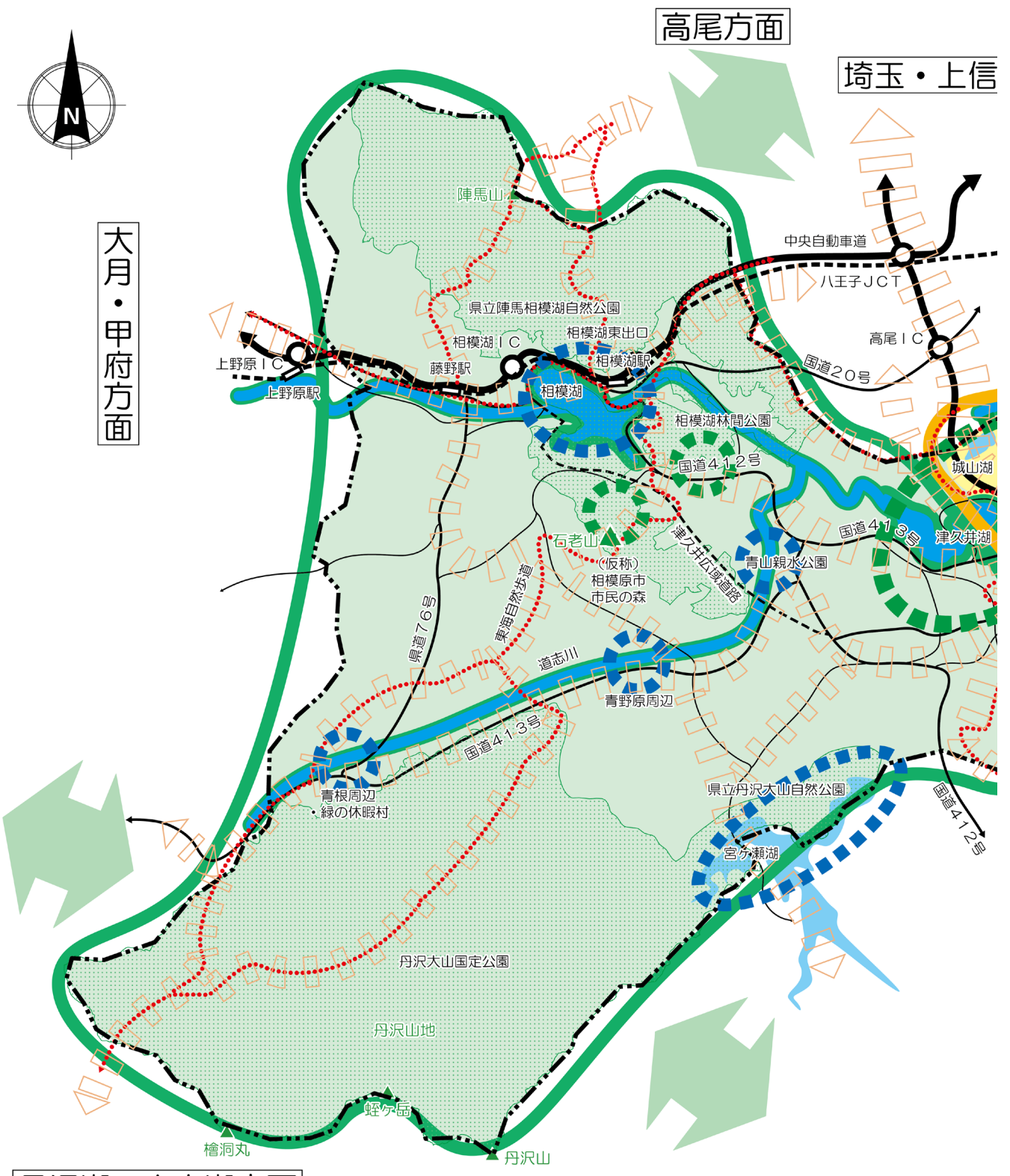
II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想
環境と共生する
都市づくりの方針

V 区別構想

VI 実現化方策



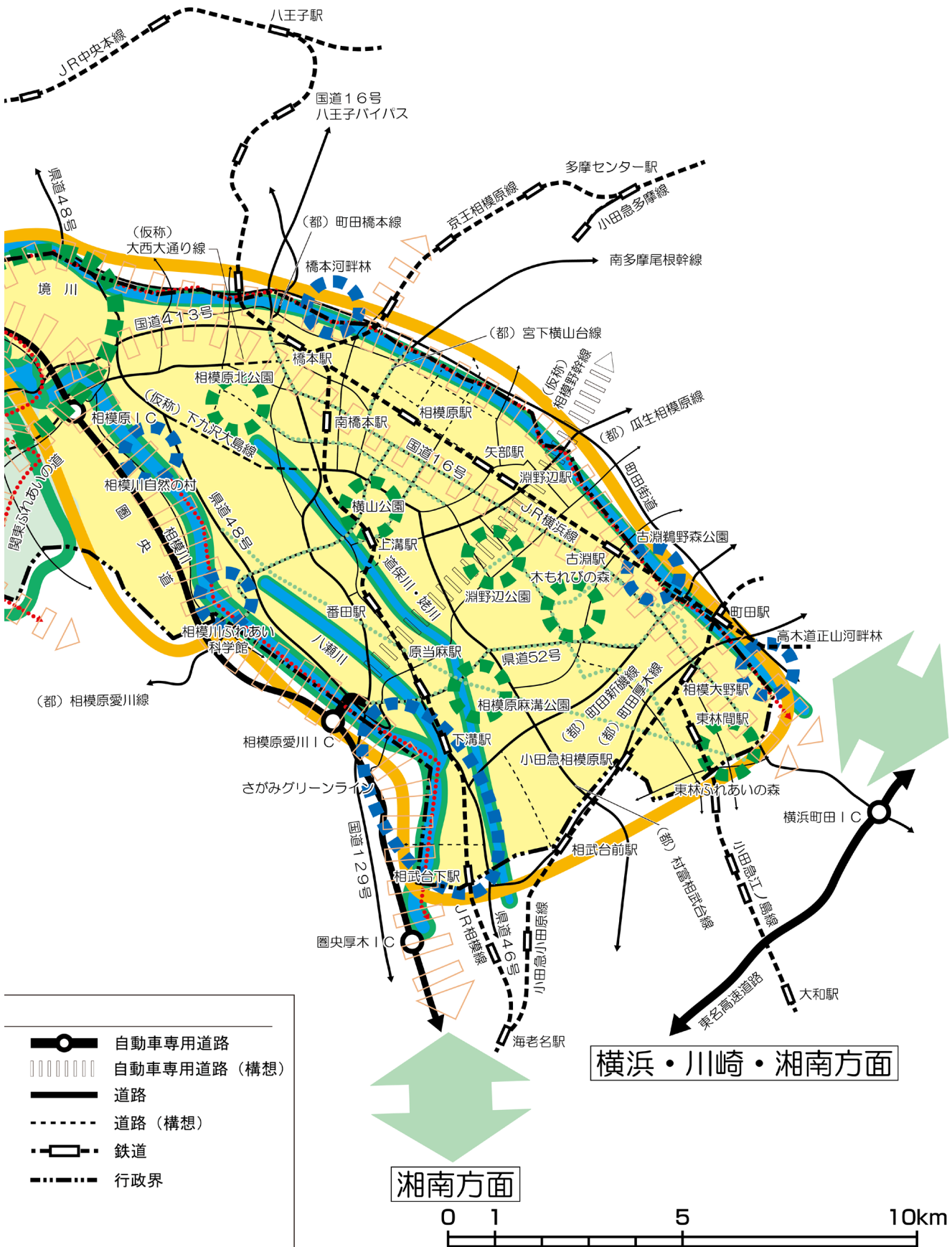
丹沢湖・山中湖方面

凡例	
	くらしとにぎわいのゾーン (都市緑化ゾーン)
	うるおいとこいのゾーン (水源保全ゾーン)
	水辺の拠点
	みどりの拠点
	水とみどりの ふれあい交流拠点
	自然公園 (水とみどりの核)
	水とみどりの軸
	軸や拠点を結ぶ 主要な街路樹・緑道
	主な自然歩道など
	みどりの連なり
	自然活用による交流



越方面

水とみどりの方針図



	自動車専用道路
	自動車専用道路 (構想)
	道路
	道路 (構想)
	鉄道
	行政界

- I 都市計画マスタープランの策定に当たって
- II 相模原市の概況
- III 都市づくりの課題
- IV 全体構想
環境と共生する都市づくりの方針
- V 区別構想
- VI 実現化方策



4-5 都市づくり関連施設の方針

【現状と課題】

- 上下水道、廃棄物処理施設、河川関連施設などは、安全で快適な暮らしや産業活動を支える重要な基盤施設として、適切な維持管理を図るとともに、必要な施設の新規整備を検討・推進することが必要です。
- 維持管理や更新に当たっては、資源循環や自然環境保全への配慮、耐震性の向上などに留意することが必要です。

【基本方針】

(1) 上水道の適切な維持管理

- 県営水道供給区域を除く簡易水道*、小規模水道*などの事業区域（津久井地区・藤野地区の一部）では、安全で良質な飲料水の安定供給のため、上水道の適切な維持管理を推進します。

(2) 下水道の適切な維持管理と計画的整備

① 生活排水対策の推進

- 水源地やその他の公共用水域*の水質保全など、環境に配慮した水環境の維持・構築に向けて、生活排水対策として、公共下水道（汚水）の整備を進めるとともに、高度処理型浄化槽の整備、浄化槽の設置を促進します。
- 合流式下水道*区域においては、計画的に分流化を推進します。

② 雨水対策の推進

- 集中豪雨による局所的な浸水被害を防ぐため、河川整備と連携して効果的な雨水対策を推進します。
- 雨水浸透施設*の整備促進により、雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養を図ります。

③ 下水道施設の適切な維持管理

- 健全な下水道経営を進めるために、下水道施設の適切な維持管理による延命化や有効利用を図ります。
- 緊急輸送道路*などに埋設している重要な下水道施設について、優先的に耐震化を推進します。



(3) 廃棄物処理施設などの適正配置

- 市民の日常生活や事業者の事業活動に伴って排出されるごみやし尿を適正に処理するため、将来を見通した廃棄物処理施設の計画的な整備を図ります。
- 資源のリサイクルを推進するため、情報の周知や啓発などの施策を推進するとともに、民間事業者との連携を図りながら、再生利用・資源化について取組を進めます。
- 産業廃棄物処理施設などの設置に当たっては、工業系用途地域*への誘導や、事前手続を実施することで関係住民などの相互理解を深め、生活環境の確保を図ります。



(4) 自然環境と人との調和が取れた川づくり

- 市民の生活や財産を水害から守るため、河川改修や調整池*の設置などの治水施設の整備を推進します。
- 地域特性を生かして、親水護岸や散策路など、親水空間づくりを検討・推進します。
- 相模川、串川、道志川、秋山川などの国や県が管理する河川や湖についても、安全性や環境の維持向上に努めるとともに、管理者と連携しながら観光資源などとしての有効活用策を検討し協議・推進します。



(5) 火葬場の整備

- 高齢化の進行に伴う今後の火葬需要に対応するため、(仮称)新斎場の整備に向けた取組を推進します。

I
都市計画マスタープラン
の策定に当たって

II
相模原市の概況

III
都市づくりの課題

IV
全体構想
都市づくり
関連施設の方針

V
区別構想

VI
実現化方策



4-6 魅力的な景観づくりの方針

【現状と課題】

- 景観に配慮した建築物や身近な緑が増加するなど、市全域において景観誘導が着実に図られている一方、市特有の景観資源を生かした個性的な景観づくりは進んでいません。
- 豊かな自然を有し、多様な都市機能*を併せ持つ都市として、広域交流拠点の形成による風格のある市街地や、愛着や誇りの持てる周辺環境と調和したまちなみなどの魅力的な景観を形成するためには、多様な主体との連携・協働による地域特性に応じた景観づくりや貴重な景観資源の保全などに取り組む必要があります。

【基本方針】

(1) 骨格的な景観づくり

都市部*の市街地や川沿いの低地などからなる「まちなみ景域」、中山間地域*の山地と湖などからなる「やまなみ景域」、地域の顔となる駅周辺や公園などの「景観拠点」、地域をネットワークする道路や河川などの「景観軸」について、地域特性やその骨格的要素を生かした景観づくりを進めます。

① 「まちなみ景域」の形成

- 相模原台地上に集積する多様な都市機能を生かし、全体としてのまとまりに配慮した魅力ある「まちなみ景域」を形成します。
- 相模原台地の上段の市街地が形成されている地域は「まちの地域」として、にぎわいと個性あふれる景観形成を進めます。
- 城山地域から下流の相模川とその周辺に広がる斜面林や農地などの多様な自然的資源と市街地が近接する地域は、「川とまちの地域」として、水辺にふれあえる豊かなみどりの映える景観形成を進めます。

② 「やまなみ景域」の形成

- 中山間地域の豊かな自然環境と調和した「やまなみ景域」を形成します。
- 津久井地域から上流の相模川や道志川、串川周辺に市街地や集落地が形成されている地域は「湖と里の地域」として、潤いのある景観を形成します。
- 丹沢山地及び陣馬山に代表される山々や、その中に点在する農地や集落からなる地域は「山と里の地域」として、落ち着きのある景観を形成します。





③ 「景観拠点」の形成

- 橋本・相模原・相模大野の各駅周辺は、「都市の景観拠点」として、活力とにぎわいの感じられる景観を形成します。特にリニア中央新幹線の駅や相模総合補給廠の一部返還地及びその周辺での新しい景観を形成します。
- 淵野辺、上溝、小田急相模原、東林間、古淵、原当麻、相模湖及び藤野の各駅周辺は、「地区の景観拠点」として、地域特性を生かした景観を形成します。
- 当麻、麻溝台・新磯野、金原の各地区は、「新たなまちづくりの景観拠点」として、周辺環境と調和した新しい景観を形成します。
- 若柳地区は、「交流・レクリエーションの景観拠点」として、周辺の自然環境や観光資源を生かし、にぎわいのある景観を形成します。
- 相模原北公園、横山公園、淵野辺公園、県立津久井湖城山公園などの主要な公園や（仮称）相模原市市民の森を「みどりの景観拠点」として、みどりを保全するとともに、市民に親しまれる景観を形成します。
- 相模湖・津久井湖・宮ヶ瀬湖や、八景の棚・三段の滝周辺・水郷田名地区・相模川自然の村公園などを「みずの景観拠点」として、親水性を生かし、自然と調和した景観を形成します。

④ 「景観軸」の形成

- 横山丘陵及び相模川沿いの斜面林を「みどりの景観軸」として、連続する緑のスカイラインの景観を保全します。
- 相模川・境川・道志川とその周辺を「みずの景観軸」として保全し、水辺の景観を楽しむ場の整備など、やすらぎや親しみが感じられる景観を形成します。
- まちなみを印象付ける主要な街路などを「みちの景観軸」として、風格や個性が感じられる景観を形成します。

(2) 地域の魅力を高める景観づくり

建築行為などに対し、周辺環境と調和した色彩などの誘導を行い、豊かな自然と市街地の景観を良好に保全します。

また、まちなみにふさわしい屋外広告物の規制や誘導により、潤いのある豊かな自然景観とにぎわいや風格のある市街地景観を形成し、地域の魅力を高めます。

① 重点的な景観づくり

- 積極的に景観形成を図る必要がある地区は、景観形成重点地区*の指定に向けた取組を進めます。
- 景観重要樹木*を有する市役所前さくら通り地区や新たなまちづくりを行う地区等においては、住民等との合意形成を図りながら、地区の個性的な景観資源を生かした独自のルールづくりを行います。



② 住宅地・集落地の景観づくり

- ・隣接する建築物が調和した中高層住宅地、みどり豊かで落ち着きを感じられる低層住宅地、自然と調和した郊外の住宅地や集落地など、地域特性を生かした景観を形成するとともに、より良い景観の維持・増進のために景観協定*などの地区のルールづくりを促進します。

③ 商業地の景観づくり

- ・商業地は、個性豊かでにぎわいの感じられる景観を形成します。また、地区特性にふさわしい屋外広告物の掲出の促進により、地域の魅力の向上を図ります。

④ 工業地の景観づくり

- ・工業地では、敷地内の緑化や建物の形態意匠に配慮した景観形成を誘導するとともに、住宅地に混在する中小規模の工場についても、周辺環境と調和した景観形成を促進します。

⑤ 公共施設における先導的な景観づくり

- ・市役所、区役所、公民館、図書館などの公共施設は、地域の景観を先導する施設として、景観に配慮した維持管理を行うとともに、再編整備や建替えの機会には、より良好な景観の形成に配慮します。
- ・道路や公園などの公共施設は、無電柱化や市民の憩いの場の創出などにより、良好な景観の形成に配慮します。
- ・「公共施設サイン整備指針」に基づき公共サインの整備を図ります。

⑥ 田園景観の保全

- ・中山間地域*及び市街化調整区域*にみられる農地の広がる景観を大切に保全します。



⑦ やまなみ景観への配慮

- ・丹沢山地などの山々への眺望に配慮した景観形成を進めるとともに、事業用太陽光発電設備の設置に対する適正な景観誘導方を検討します。

(3) 心を豊かにする身近な景観づくり

市民に親しまれている景観資源の保全・活用や、人々にやすらぎや潤いを与える身近な緑の創出などにより心を豊かにする景観形成を進めます。

また、歴史や文化を生かした景観や生態系に配慮した環境にやさしい景観を形成します。

景観づくりへの関心を高めるための普及啓発などに取り組み、市民との共有財産であるより良い景観を次代に引き継ぎます。

① 歴史や文化を生かした景観づくり

- ・旧甲州街道の風情を残す街並みや神社仏閣のある街並み、里山の風景などを保全・活用します。
- ・景観重要建造物*及び景観重要樹木*の指定を推進します。
- ・藤野地区などにおける古民家活用など、新しい文化の創造につながる取組における景観誘導方を検討します。



② 環境にやさしい景観形成

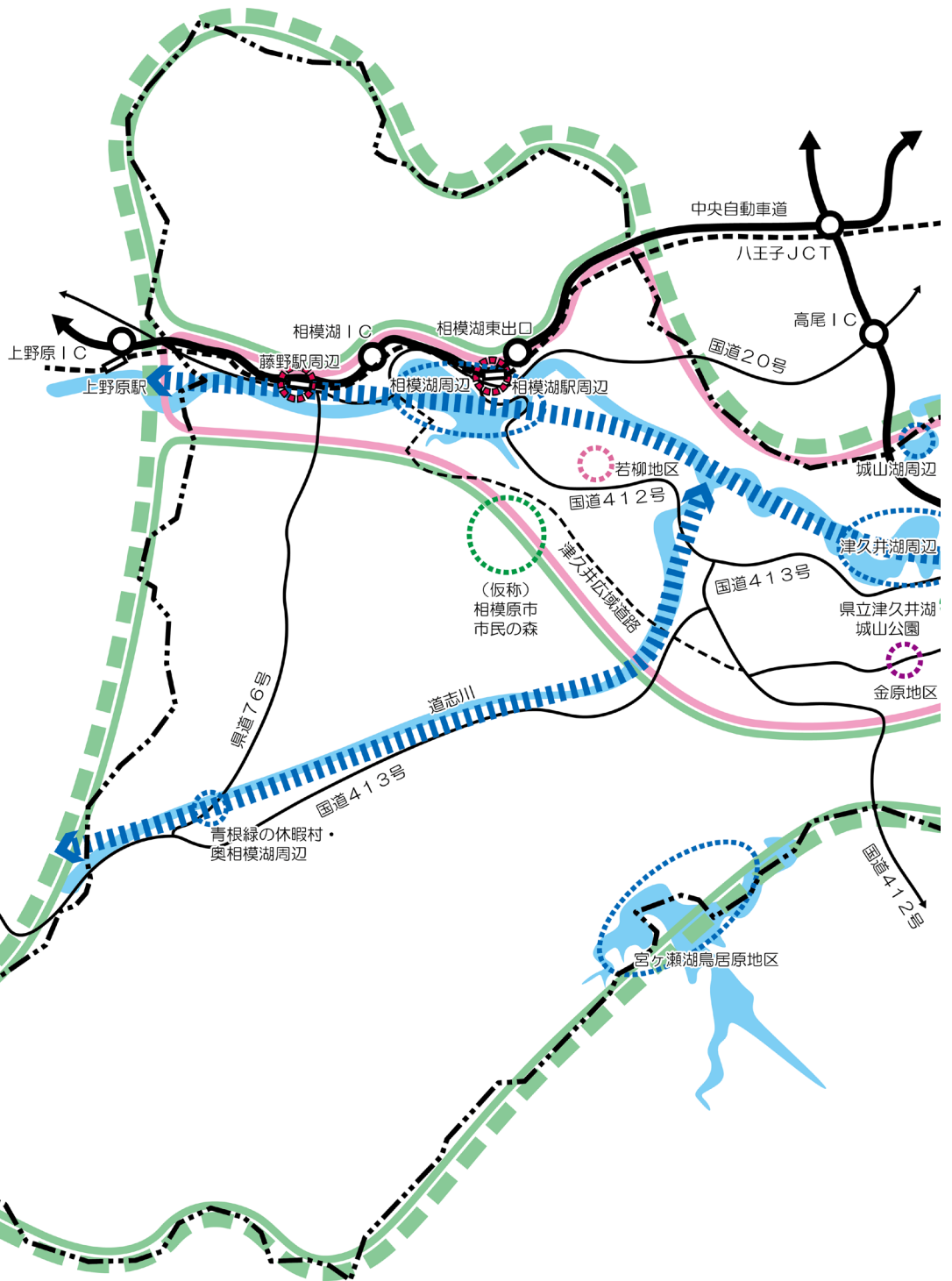
- ・水、みどりなどの自然的資源を保全・育成するとともに、素材や工法の工夫による生態系に配慮した環境にやさしく持続性や快適性を兼ね備えた景観形成を進めます。

③ 人にやさしく心地よい景観形成

- ・多くの人々が心地よく景観を実感できるよう、眺望の場の保全・整備を進めるとともに、視覚的な美しさに留まらず、音や香り、季節感を通じて心地よさを五感で感じられる良好な景観を形成します。
- ・誰もが快適に暮らせるよう段差や勾配の少ない道路や公共施設整備を進めるとともに、周辺のまちなみと調和した歩行空間の充実など、景観に配慮したユニバーサルデザイン*を推進します。

④ 市民参加による景観づくり

- ・市民やまちづくり団体などの活動を支える仕組みや制度の充実とともに、行政の推進体制の充実・強化を図ります。
- ・普及啓発活動や情報提供、参加機会の充実など、市民の景観づくりへの関心を高める取組を推進します。



凡例

	まちなみ景域		都市の景観拠点	
	やまなみ景域		地区の景観拠点	
	まちの地域		新たなまちづくりの景観拠点	
	川とまちの地域		交流・レクリエーションの景観拠点	
	湖と里の地域		みどりの景観拠点	
	山と里の地域		みずの景観拠点	

I 都市計画マスタープラン
の策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

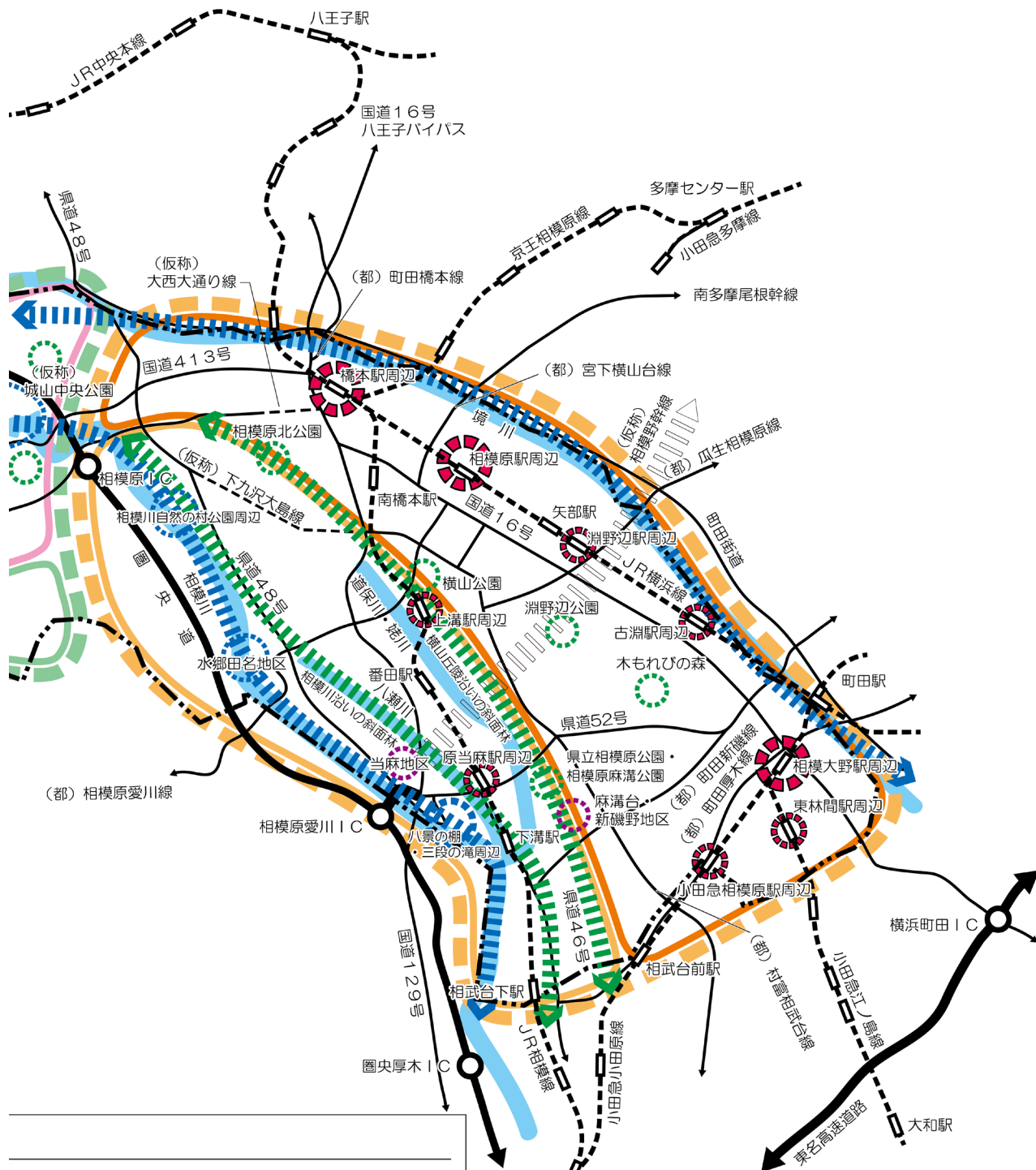
IV 全体構想
魅力的な景観づくりの
方針

V 区別構想

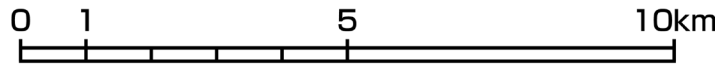
VI 実現化方策



魅力的な景観づくりの方針図



みどりの景観軸	—●—●—●—	鉄道
みずの景観軸	—■—■—■—	水域
みちの景観軸 (自動車専用道路)	—●—●—●—	行政界
みちの景観軸 (自動車専用道路 (構想))	—○—○—○—	
みちの景観軸 (一般道)	—□—□—□—	
みちの景観軸 (一般道 (構想))	—◇—◇—◇—	



I 都市計画マスタープランの策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想
魅力的な景観づくりの方針

V 区別構想

VI 実現化方策



4-7 快適な住環境づくりの方針

【現状と課題】

- 市営住宅の計画的な供給や住宅の耐震化の促進などにより、安全で安心なまちづくりが進んでいる一方、空き家の増加やマンションの老朽化などによる、防災、防犯、景観、衛生上の問題のほか、少子高齢化の進行や20歳代から30歳代までの就職・住宅購入世代の転出超過などに起因した、地域コミュニティの希薄化による住環境の質の低下が懸念されています。
- 多様な主体との連携・協働により、誰もが安全で安心して暮らせる住生活の実現や地域特性を生かした質の高い住環境の形成などに取り組むことが必要です。

【基本方針】

(1) 地域特性を生かした住環境の形成

安全で快適な住環境の形成とともに、地域の特性を踏まえた住宅の規制・誘導を図ります。また、ライフスタイルに応じた多様な住み方のできる環境の整備を推進します。

① 安全で快適な住環境の形成

- 市街地整備、道路整備、公園整備などにより防災性の高い都市空間形成を図るとともに、耐震化の促進などにより住宅の防災性の向上を図ります。
- 暗所や死角の解消などによる見通しの確保などを防犯対策活動とともに推進します。
- 住民などへの災害の危険性が高い区域における危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。



② 地域特性や住環境を踏まえた住宅の規制・誘導

- 豊かな住環境の形成に向けて、時間をかけながら、地域特性を踏まえた適正な居住の誘導を図ります。
- 住宅と工場が混在している地区では、住環境と操業環境との調和を図ります。
- 土地区画整理事業*などの都市基盤*整備により、適切な土地利用を図ります。
- 良好な環境が形成されている住宅地の環境保全などのため、住まいや生活道路などに関するルールづくりなどを促進します。



③ 地域の実情に応じた活動の支援・担い手の育成

- ・空家等の住宅ストック*や地域資源を活用し、民間事業者・NPO*・地域住民などの関係者が主体的に地域課題に取り組むことができる環境づくりを促進します。

④ 多様な住み方のできる環境の整備

- ・価値観が多様化する中、都市部*と中山間地域*が共存する本市の特性を生かし、様々な住み方を選択できる住環境の整備を推進します。
- ・利便性の高いまちなかへの居住の誘導やライフステージに応じた住み替えの支援を図ります。

(2) 良質な住宅ストックの形成

良質な住宅ストックの確保とともに、空家等の対策に取り組み、適正管理の促進を図ります。また、空地等を活用して、コミュニティの維持・活性化を推進します。

① 良質な住宅ストックなどの確保

- ・快適に使用できる質の高い住宅の供給を促進するとともに、既存の住宅ストックの適切な維持管理や質を高めるリフォームの促進などにより、持続性の高い住宅地づくりを促進します。
- ・省エネルギーや省資源などの取組と連携し、良質な住宅の供給を促進します。

② 空家等の適切な管理と利活用の促進

- ・今後の人口減少の進行などを背景とした空き家問題に対し、総合的な対策を実施するため、調査・研究・情報収集を実施します。
- ・管理不全な空家等の解消に向け取り組むとともに、危険性の高い空き家に対しては、法に基づく処置により解決を図ります。
- ・空き家や中古住宅に関する情報提供、地域の特性に応じた活用策、流通促進に向けた支援を行うことで、空き家の利活用を促進します。

③ 空き地の有効活用の促進

- ・住環境の悪化をもたらす側面のある空き地の有効活用のための啓発、民間事業者への紹介などを推進します。
- ・地権者や地域との協働により、借地による広場利用などの可能性を検討します。

④ 分譲マンション・団地の適切な維持管理と再生支援

- ・分譲マンション・団地の管理組合による適正管理を、関係団体と連携して啓発します。
- ・分譲マンション・団地が、将来管理不全とならないように、長寿命化や円滑な修繕が可能となるように取組の支援を行います。



- 団地の実態把握と共に、適正管理や複合利用の検討などを支援し、団地再生に向けた取組を促進します。

(3) 安心して暮らせる住生活の実現

誰もが安心して暮らせる住生活の実現とともに、重層的な住宅セーフティネット*の構築により、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ります。また、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づいた安全で快適な都市空間の形成を図ります。



① 若年世帯・子育て世帯への居住支援

- 若年世帯や子育て世帯が快適に居住できる住宅の供給促進や住環境の形成を図ります。

② 高齢者世帯などへの居住支援

- 高齢者などが安心して住み馴れた地域で住み続けることができる住環境の形成を図ります。
- 住宅のバリアフリー化*など、住みやすい住宅づくりを支援します。

③ 住宅に困窮する世帯への居住支援

- 空き家・空き室情報の活用、住宅市場との連携を検討します。
- 市営住宅の適正管理により、長寿命化などを推進します。



4-8 災害に強い都市づくりの方針

【現状と課題】

- 近年、震災や水害などの甚大な被害をもたらす災害が全国各地で発生しており、本市においても、台風による大規模な土砂災害などの被害が発生しています。このような災害は、いつ発生するか予測することが難しく、日頃から発生に備えた安全対策を講じておくことが求められています。
- 本市では、これまで災害に強い都市基盤*を形成し、市民一人ひとりが災害に対し備えるよう、防災・減災の取組を進めてきましたが、想定外の事態をなくすべく、今後も他自治体などとの連携を図りながら更なる取組を進め、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

【基本方針】

(1) 地震災害に強い都市づくり

地震災害への対策としては、計画的な都市基盤の整備・保全の推進を前提に、「点」（建物や公共施設）、「線」（幹線道路）及び「面」（地域）の各機能の強化の観点から、必要な施策・事業を推進し、地震災害に強い都市構造の形成を目指します。

① 減災・避難・救援のための空間の確保

- 幹線道路沿道の建築物の耐震性の向上や、都市計画道路*の整備促進により延焼遮断帯*として機能する都市空間を確保します。
- 幹線道路網の整備や沿道建物の適正な誘導による避難・救援機能などの強化を図ります。
- 緊急輸送道路*に指定された区間を中心に無電柱化を推進します。
- 災害時の避難場所となる公園・広場などのオープンスペースを計画的に確保し配置します。



② 都市施設の耐震性などの向上

- 緊急輸送道路をはじめとした道路・橋梁・下水道などの土木インフラの耐震化を推進します。
- 消火栓の充実や耐震性貯水槽の整備などを推進します。

③ 住宅市街地の防災力の向上

- 市民参加の都市づくりの中で、防災力の向上に向けた取組を促進します。
- 生活道路網の充実（狭あい道路の拡幅）、オープンスペースの確保（公園・広場・建物周り・都市農地など）などの市街地の整備を図ります。
- 住宅、建築物、ブロック塀などについて、安全性に関する意識啓発や耐震性の向上を促進します。



- ・不燃化促進のための防火地域・準防火地域の指定や意識啓発などを検討します。
- ・地盤の安全性を確保するため、特に大規模な盛土地域の現況調査を実施し、情報提供や啓発などを実施します。

④ 「事前復興」の取組

- ・地震災害による被害を想定し、その後の復興の姿を平時から検討する、「事前復興まちづくり」の取組を推進します。

(2) 風水害に強い都市づくり

風水被害の軽減・解消のため、河川の治水機能の向上、雨水排水施設の整備、一時貯留や流出抑制のための浸透施設の整備などを推進します。



- ・鳩川、道保川、八瀬川、姥川などの治水機能の向上を図るとともに、自然環境に配慮した計画的な河川整備を進めます。
- ・雨水管の整備や歩道の透水性舗装など、雨水処理や一次貯留機能の向上を図るとともに、保水機能や遊水機能をもつ森林、緑地、農地などを保全します。
- ・護岸施設・^{さつきよ}欄架施設・貯留浸透施設（学校貯留など）の老朽化への対策を推進します。
- ・開発事業における貯留施設の設置など、適正な整備を促進します。
- ・緊急輸送道路に指定された区間を中心に無電柱化を推進します。
- ・住民などへ水害のおそれがある区域における危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。

(3) 土砂災害に強い都市づくり

土砂災害対策として、急傾斜地の点検と必要に応じた法面对策工事、砂防工事*などの治山・治水事業などを県と連携を図りながら推進します。



- ・緊急輸送道路*や山間部、河岸段丘などの道路沿いにおいて、災害の危険性の高い崖地の点検や、対策工事などの道路災害防除事業を推進します。
- ・県の急傾斜地崩壊対策事業や土石流の発生防止のための砂防事業など、防災対策の更なる推進を要望します。
- ・開発事業に対して法面对策の徹底など、適正な整備を促進します。
- ・住民などへ土砂災害のおそれがある区域における危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。